

「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」  
に係る命令に従わない者に対する「氏名等の公表」について

中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例（以下「条例」という。）に係る命令に従わない者について、条例の規定に基づき、氏名等を公表したので、報告する。

1 経過

区は、自宅周辺において、鳩への不適切な給餌を行っている者（以下「発生者」という。）に対して、鳩への給餌をやめるよう、条例第9条第1項に基づく指導、条例第9条第2項に基づく勧告及び条例第10条第1項に基づく命令を行った。発生者は命令後においてもそれに従わず、不良な生活環境が解消されないため、条例第10条第2項の規定に基づき、氏名等の公表を行った。

2 区が行った指導等

(1) 文書指導

平成31年3月から令和元年11月までの間 3回

この間区は、発生者の自宅周辺への実査を頻回に行い、発生者宅を訪問し、直接口頭でも指導を行った。

(2) 勧告

令和2年3月

内容：自宅の敷地内及びその周辺において、鳩への給餌を直ちに中止すること。

(3) 命令

令和3年1月

内容：勧告と同じ。

(4) 氏名等の公表

令和4年1月21日

3 公表に至った理由

命令送達後も、鳩への給餌を行っており、不良な生活環境が解消されていないため。

4 公表方法

中野区ホームページへの掲載による。